

○ 関市雨水貯留施設設置助成金交付要綱

平成22年1月12日

関市告示第4号

(目的)

第1条 この告示は、雨水の有効利用及び地下水の涵^{かん}養を図るため、雨水貯留施設を設置した者に対して、当該雨水貯留施設に係る設置費用の一部を助成することにより、降雨時における雨水の流出抑制による河川の増水防止並びに自然環境の保全及び回復に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 浄化槽 浄化槽法（昭稲58年法律第43号）第2条第1号に規定する浄化槽をいう。
- (2) 浄化槽転用貯留槽 公共下水道への接続により不用となる浄化槽（以下「不用浄化槽」という。）を雨水貯留槽に転用して敷地内に降った雨水を建築物の雨樋等から貯留する槽をいう。
- (3) 雨水貯留槽 敷地内に降った雨水を貯留するための新設の槽をいい、市販されているものを含む。
- (4) 雨水貯留施設 浄化槽転用貯留槽及び雨水貯留槽並びにこれらに付随する給排水設備からなる施設で、市長が別に定める設置基準を満たすものをいう。

(助成金の交付対象事業)

第3条 助成金の交付対象事業は、自ら負担して浄化槽転用貯留槽へ転用するための工事を行い、又は雨水貯留槽を購入して雨水貯留施設を設置する事業（以下「助成事業」という。）とする。

(助成金の交付対象者)

第4条 補助金の交付対象者は、次に掲げる者を除き、本市に建築物を所有し、若しくは占有（所有者の同意を得た者に限る。）している者又は事業所を有す

る法人で、本市で助成事業を行おうとする者とする。

- (1) 過去にこの告示による助成金の交付を受けている住宅又は事業所（以下「住宅等」という。）に雨水貯留施設を設置する者
- (2) 雨水貯留施設を展示又は仮設を目的とする住宅等に設置する者
- (3) 雨水貯留施設を設置する住宅等を販売し、又は賃貸する者
- (4) 国、地方公共団体その他これらに準ずる団体（独立行政法人及び地方独立行政法人を除く。）
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認める者
（補助金の額等）

第5条 助成金の額は、次の各号に掲げる雨水貯留施設の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、第2号に規定する雨水貯留施設については、1世帯につき2基までとする。

- (1) 浄化槽転用貯留槽 60,000円を限度として工事等に要した経費の2分の1以内の額
- (2) 雨水貯留槽 1基の容量が100リットル以上200リットル未満のものにあつては20,000円、200リットル以上のものにあつては25,000円をそれぞれ限度として工事等に要した経費の2分の1以内の額

2 前項の場合において、当該助成事業の対象となる雨水貯留施設の設置に係る工事等に要した経費（以下「工事費等」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める経費とする。

- (1) 前項第1号の工事費等 不用浄化槽改造時の清掃、内部部品の撤去及び改造、ポンプの購入設置、雨水集排水のための配管等に要する材料費、工事費並びに諸経費
- (2) 前項第2号の工事費等 雨水貯留槽の設置、雨水集排水のための配管等に要する材料費並びに自己施工分を除く工事費及び諸経費
（助成金の交付申請）

第6条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、助成事業に係る工事の着手前に関市雨水貯留施設設置助成金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 位置図

- (2) 建物の配置図に雨水貯留施設の設置箇所を示した図面
- (3) 雨水貯留施設の設置予定箇所の現況写真
- (4) 雨水貯留施設の構造図
- (5) 工事見積書の写し
- (6) 所有者の同意書（占有者による申請の場合に限る。）
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(助成金の交付決定等)

第7条 市長は、前条の規定により申請があったときは、速やかにその内容を審査し、助成金を交付するかどうかを決定し、関市雨水貯留施設設置助成金交付（不交付）決定通知書（別記様式第2号。以下「交付決定通知書」という。）により申請者に通知する。

（変更等の承認）

第8条 前条の規定により、助成金の交付決定の通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、申請の内容を変更しようとするとき又は助成事業を中止しようとするときは、関市雨水貯留施設設置助成金交付申請変更等承認申請書（別記様式第3号）に交付決定通知書の写しを添付して、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により申請があったときは、その内容を審査し、当該申請を承認するかどうかを決定し、関市雨水貯留施設設置助成金交付申請変更等承認（不承認）通知書（別記様式第4号）により交付決定者に通知する。

3 市長は、前条の規定による助成金の交付決定及び前項の規定による申請内容の変更の承認について条件を付けることができる。

（実績報告等）

第9条 交付決定者は、助成事業が完了したときは、速やかに関市雨水貯留施設設置事業実績報告書兼助成金交付請求書（別記様式第5号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 完成写真
- (2) 工事に係る領収書の写し
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(助成金の交付)

第10条 市長は、前条に規定する書類を受理したときは、その内容を審査し、助成金を交付することが適当と認めたときは、速やかに助成金の交付手続をとるものとする。

(助成金の交付決定の取消し等)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した助成金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) 交付決定者が、この告示の規定に違反したとき。

(2) 交付決定者が、偽りその他不正の行為により助成金の交付決定を受けたことが明らかになったとき。

(3) 前2号に掲げるときのほか、市長が助成金の交付を適当でないとしたとき。

2 市長は、前項の規定により、助成金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した助成金の全部若しくは一部を返還させるときは、関市雨水貯留施設設置助成金交付決定取消(返還)通知書(別記様式第6号)により交付決定者に通知する。

(維持管理等)

第12条 交付決定者は、助成を受けて設置した雨水貯留施設を適正に維持管理するよう努めなければならない。

2 工事完了後に雨水貯留施設自体の変形、破損、浮き上がりその他の異常から事故又は問題が生じた場合においても、市はその責めを負わないものとする。

(委任)

第13条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、平成22年1月12日から施行する。

関市長 様

関市雨水貯留施設設置助成金交付申請書

関市雨水貯留施設設置助成金の交付を受けたいので、関市雨水貯留施設設置助成金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添付して申請します。また、雨水貯留施設に関する遵守事項を遵守します。

申請者	住所又は所在地		
	氏名又は名称及び代表者名	印	
	電話番号		
設置場所	関市 (上記の住所又は所在地と同じときは記載不要です。)		
建物の種類	<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 工場・事務所・店舗 <input type="checkbox"/> 借家・アパート <input type="checkbox"/> その他()		
雨水貯留施設の種類の種類等	浄化槽転用貯留槽	容量	m ³ 、人槽、 <input type="checkbox"/> 合併処理、 <input type="checkbox"/> 単独処理
	雨水貯留槽(市販)	容量	m ³ 、基
交付申請額	円		
設置等予定年 月 日	開始予定	年 月 日、完了予定	年 月 日
施工予定者 (業者を依頼する場合)	住所又は所在地		
	氏名又は名称		
	電話番号 ()	-	

関係書類

- (1) 位置図
- (2) 建物の配置図に雨水貯留施設の設置箇所を示した図面
- (3) 雨水貯留施設の設置予定箇所の現況写真
- (4) 雨水貯留施設の構造図
- (5) 工事、資材見積書の写し（自己施工の場合、工事費、諸経費を除く）
- (6) 所有者の同意書（占有者による申請の場合に限る）
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(裏)

雨水貯留施設の管理に関する注意事項

- 1 申請者は、雨水貯留施設の設置目的に沿った機能を発揮させるため、点検及び清掃の維持管理を行い、それに要する費用は自己負担となります。
 - (1) 土砂、ごみ等が堆積したときは、取り除いてください。
 - (2) 排水ポンプ等の定期的な点検を行ってください。
 - (3) 大雨が予想される時は、雨水貯留施設内を空にしてください。
- 2 申請者は、市が必要に応じて雨水貯留施設の状況調査を行い、指導及び助言することに協力ください。
- 3 工事完了後、雨水貯留施設自体の変形、破損、浮き上がりその他の異常から事故又は問題が生じて、市はその責を負わないものとします。
- 4 申請者は、雨水貯留施設が廃止されない限りにおいて、その保全に努めてください。
- 5 雨水貯留施設の目的・機能を良好に保つため施設の補修を要する場合は、速やかに処置してください。

別記様式第2号（第7条関係）

関市指令 第 号

住所又は所在地

氏名又は名称

及び代表者名

様

関市雨水貯留施設設置助成金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった関市雨水貯留施設設置助成金の交付については、次のとおり決定しましたので、関市雨水貯留施設設置助成金交付要綱第7条の規定により通知します。

年 月 日

関市長

印

決 定 の 内 容	交付・不交付
助 成 金 の 額	円
不 交 付 の 理 由	
備 考	

注意事項

- (1) 助成事業が完了したときは、別に定める様式により報告してください。
- (2) 交付決定者がこの告示の規定に違反したとき、交付決定者が偽りその他不正の行為により助成金の交付決定を受けたことが明らかになったときその他市長が助成金の交付を適当でないと認めたときは、助成金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した助成金の全部若しくは一部を返還させることがあります。

年 月 日

関市長 様

関市雨水貯留施設設置助成金交付申請変更等承認申請書

年 月 日付け関市指令 第 号で交付決定を受けた関市雨水貯留施設設置助成金について、申請の内容を変更（助成事業を中止）したいので、関市雨水貯留施設設置助成金交付要綱第8条第1項の規定により、交付決定通知書の写しを添付して申請します。

交付決定者	住所又は所在地	
	氏名又は名称 及び代表者名	印
	電話番号	
申請区分	変更 ・ 中止	
変更の内容		
変更（中止） の理由		

備考 変更の場合は、その内容の分かる書類を添付してください。

別記様式第4号（第8条関係）

関市指令 第 号

住所又は所在地

氏名又は名称

及び代表者名

様

関市雨水貯留施設設置助成金交付申請変更等承認（不承認）通知書

年 月 日付けで申請のあった関市雨水貯留施設設置助成金の交付に係る申請の内容変更（助成事業の中止）については、申請のとおり変更（中止）することを承認しましたので（承認することができませんので）、関市雨水貯留施設設置助成金交付要綱第8条第2項の規定により通知します。

年 月 日

関市長

印

承認の条件・不承認の理由

年 月 日

関市長 様

住所又は所在地

氏名又は名称

及び代表者名

印

電話番号

関市雨水貯留施設設置事業実績報告書兼助成金交付請求書

平成 年 月 日付け関市指令 第 号で交付決定を受けた関市雨水貯留施設設置助成金に係る助成事業が完了したので、関市雨水貯留施設設置助成金交付要綱第9条の規定により、関係書類を添付して報告し、併せて助成金の交付を請求します。

記

1 関係書類

(1) 完成写真

(2) 工事に係る領収書の写し

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 請求金額 金

円

3 振込先

金融機関名	銀行 金庫 組合 農協			本店 支店 出張所
預貯金種別	普通・当座	口座番号		
フリガナ				
口座名義人				

別記様式第6号（第11条関係）

関市指令 第 号

住所又は所在地
氏名又は名称
及び代表者名 様

関市雨水貯留施設設置助成金交付決定取消（返還）通知書

次のとおり、 年 月 日付け関市指令 第 号に

〔より関市雨水貯留施設設置助成金の交付の決定の全部（一部）を取り消した
より交付した関市雨水貯留施設設置助成金の全部（一部）の返還を決定した〕
関市雨水貯留施設設置助成金交付要綱第11条第2項の規定により通知します。

年 月 日

関市長 印

取消し・返還の内容			
取消し・返還の理由			
返還額	円	返還期限	年 月 日

設置基準

関市雨水貯留施設設置助成金交付要綱第2条第4号により、次の設置基準を守ってください。

1 不用浄化槽の雨水貯留槽への転用は、次のとおり願います。

- (1) 不用浄化槽内部の清掃は、許可業者（浄化槽法第35号第1項）にて行ってください。
- (2) 不用浄化槽への汚水管等の工事は、関市下水道条例第7条の規定による関市下水道排水設備指定工事店にて行ってください。
- (3) 不用浄化槽内の不用部品を撤去すると共に、必要に応じて補強してください。
- (4) 水中ポンプを設置してください。
- (5) 雨樋からの配管、オーバーフロー管の接続してください。

2 市販の雨水貯留槽の設置については、次のとおり願います。

- (1) 各メーカーの指定する取り付け設置方法に基づき施工すること。
- (2) 雨樋からの配管、オーバーフロー管の接続。